



## 月刊こう食品法令 【2024年 4月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 食品衛生基準行政の機能強化について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第12講 追補  
: 表示の方式について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 健康食品とGMPについて

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和5年5月26日に公布されました。食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ移管する等の内容で、令和6年4月1日から施行されました。

## 改正の背景

- 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、  
②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、  
③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。



食品衛生	基準行政	監視行政
具体例	食品添加物の指定等の規格基準の策定、残留農薬等の食品の規格基準の策定	規格基準に違反する食品等の取締まり
所管	内閣総理大臣（消費者庁） 食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）	厚生科学審議会（厚生労働省）
連携	内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。	

厚生労働省HPの情報から作成

※続きはPage 1-2（会員）で記載しています。

#### 〈第1編 加工食品〉

#### 第12講 表示の方式 【追補】

#### ■個別の一般用加工食品の表示の方式

横断的な一般用加工食品の表示は一般消費者が読みやすく、理解しやすいような用語で正確に行うと規定されています。一方、個別の食品は更に食品の特性に応じて、特記される個別事項に対して、表示の記載場所や文字の大きさ等が規定されています。食品表示基準別表第20の文字のポイント数の一覧表をご覧ください（別紙参考資料）。個別食品には単に「明瞭に表示」と特記されているものもあります。トマト加工品の「トマトの搾汁の濃縮度合」やジャム類の「使用上の注意」です。これらは文字の大きさの規定はありませんが、目立つように表示することが求められています。

具体的な文字の大きさを指定している場合が大半ですが、更に商品名に近接して表示が求められ、商品名の高さとは比べ見劣りがしないように高さの規定が要求されている食品があります。農産物缶瓶詰、畜産物缶瓶詰、調理食品缶瓶詰とチルドぎょうざ類です。具体的にはチルドぎょうざ類の「チルド」と「野菜」の用語は商品名に近接して高さ二分の一以上かつ14ポイント以上で表示します。

また、横断的な一般用加工食品の文字の大きさは表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下の場合には5.5ポイント以上ですが、凍り豆腐とチルドミートボールの「調理方法」、調理冷凍食品の「使用方法」と「内容個数」、レトルトパウチ食品の「レトルトパウチ食品」である旨や内容量（「●人前」）等は従来から6ポイントのままになっています。

#### ■表示に用いる文字の大きさ

JISに規定する活字の大きさを文字の大きさとしています。従って、**字ずら**枠に記載された文字の大きさではなく、当該**字ずら**枠がデザインされた外枠の活字の縦の長さがここでいう文字の大きさになります。JISZ8305活字の基準寸法解説によれば、活字の大きさは、縦、すなわち活字の**字ずら**に対して天地の長さ（正方形の印字面をもつ四角柱の背から腹までの寸法）をいうと記載されています。活版印刷ではなく写真植字の場合は外枠の活字を**仮想ボディ**といいいます。従って、**仮想ボディ**の外枠の縦の長さが文字の大きさになります。

以上

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

機能性表示食品と指定成分等含有食品は安全上の注意喚起を促すために異変時の摂取中止が表示されています。特に後者は連絡と適正製造規範(GMP)が義務付けられています。

栄養機能食品	機能性表示食品	指定成分等含有食品	特定保健用食品
栄養機能食品である旨	機能性表示食品である旨	指定成分等含有食品である旨	特定保健用食品である旨
	食品関連事業者の連絡先 (電話番号)	食品関連事業者の連絡先 (電話番号)	※製造者以外の許可者の所在地・ 名称(「特定保健用食品の審査等 取扱い及び指導要領」に基づく)
	疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨	指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	
	疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨		
	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨	
<自主基準>	<自主基準> ・GMP等の実効性の確保(第三者認証制度の導入) ・より積極的に情報を収集	<義務> ・製造管理・品質管理等の義務化 ・健康被害等の情報収集・届出	<自主基準>

厚生労働省HPから作成

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

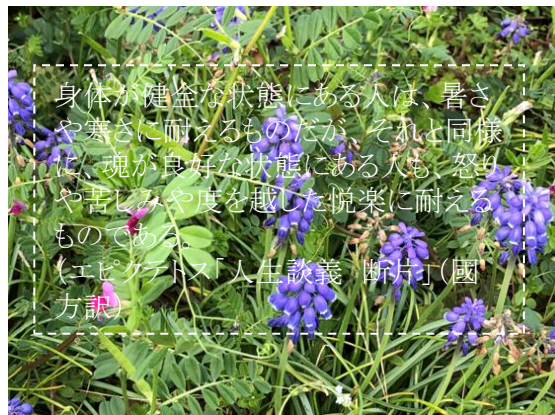
# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2024年 4月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。